

平成23年度東海プラ協推進会議(東海ブロック農業用使用済みプラスチック適正処理推進協議会)開催の概要について

東海プラ協では、平成23年度の活動計画等を協議するため、平成23年8月23日名古屋能楽堂で東海ブロック農業用使用済みプラスチック適正処理推進会議を開催しました。竹谷会長の挨拶のあと、農業用使用済みプラスチック適正処理をめぐる情勢、廃掃法の一部改正に関する情勢についての情報提供に続き、これら情勢を踏まえた地域協議会活動のあり方について意見交換が行われました。併せて、平成23年度の活動計画等が承認されました。

挨拶(竹谷会長)

23年4月から施行された廃掃法の一部改正の内容については協議会広報No.14の冒頭に掲載されているので、排出事業者までしっかり周知するようお願いする。

同じく広報には、全国の中で処理業者を変更したことによる再生処理比率が著しく向上した新潟県の事例と再生処理費率ゼロまで後退した東京都の事例を紹介した。特にヒアリングを行ったJA東京むさしでは協議会の開催はなく、市役所からの情報もなく廃掃法改正等の情報伝達が現場に全くなされていないことが判明した。

2つの事例を対比すると都道府県や市町村の組織的な取組が重要であることを改めて実感した。組織的な取り組みを推進する協議会活動について今後も推進よろしく願います。



挨拶する竹谷会長

議事概要

1 農業用使用済みプラスチック適正処理に係る情勢について

(1) 農業用使用済みプラスチック適正処理をめぐる情勢について

・「農業分野から排出されるプラスチックをめぐる情勢」と「20年園芸用施設及び農業用廃プラスチックに関する調査」の概要について本省生産流通振興課高木係長より情報提供があった。概要は以下のとおり。

○園芸用施設の設置面積は、近年、ガラス室、ハウスともに減少しており、被覆資材別にはポリフィルムが増加している。

先回に比べ、加温施設の石油利用等以外の面積が増加しており、特にヒートポンプ利用の加温ハウスが11倍の増となっている。

農業分野から排出される廃プラスチックの総排出量は、平成11年度比較で69%まで減少している。

農業用の再生処理にはマテリアルリサイクル、サーマルリサイクル及びケミカルリサイクルが含まれており、再生処理比率は65%となっている。資材別には、排出された塩化ビニルフィルムやポリエチレンフィルムの7割が再生処理されていることになっている。

地域別に見ると各地域とも排出量は減少傾向、再生処理率が高いのは、九州と北海道、四国、東海となっている。



本省生産流通振興課：高木係長

(2) 廃掃法の一部改正に関する情勢について

4月1日より施行された廃掃法の一部改正について、農業用廃プラスチックに係る事項について

環境省中部地方環境事務所の富田調査官から情報提供があった。概要は以下のとおり。

- ・産業廃棄物の排出量は、バブル経済の崩壊以降、横ばいとなっており、再生利用率は上昇傾向で53.6%（平成20年度）である。
- ・産業廃棄物の最終処分場の残余年数は近年伸びているが、最終処分場の新規設置数は平成10年度の136施設から42施設（19年度）に激減しており、依然厳しい状況に変わらない。
- ・今回の一部改正における農業用廃プラスチックに関係すると思われる事項を挙げれば以下のとおり、特に⑤の処理状況の確認とは何か、具体例な例示を資料に示したので、参考とされたい。



中部地方環境事務所：富田調査官

- ①廃棄物処理施設の設置者に対し、都道府県知事による当該施設の定期検査を義務付け。
- ②廃棄物処理施設の維持管理情報のインターネット等による公開。
- ③マニフェストを交付した者は、当該マニフェストの写しを保存しなければならない。
- ④処理業者はマニフェストの交付を受けずに産業廃棄物の引き渡しを受けてはならない。
- ⑤排出事業者の産業廃棄物の処理状況を確認する努力義務を規定。
- ⑥不適正に処理された廃棄物を発見したときの土地所有者等の通報努力義務を規定。
- ⑦優良な産業廃棄物処理業者を育成するため、能力及び実績等一定の要件を満たした産業廃棄物処理業者について、許可の有効期間が5年から7年に延長された。

2 再生処理比率の向上に向けた取り組みについて（東海3県）

（1）県及び地域協議会の開催状況

県及び地域協議会の開催状況について予め提出いただいた資料に従い各県からの報告をお願いした。ポイントとして、県、地域協議会の運営主体それぞれにおいてどんな課題があるか、地域協議会の活動が低迷している場合の要因と対応策について説明をお願いした。

○岐阜県

- ・県協議会は、年一回程度開催、22年度は現地研修会も開催している。地域協議会は、年一回程度開催しJAが運営主体。マニフェスト交付の記録管理はJAが実施している。
- ・6月末の交付状況報告では、年度を跨いでの担当者の引き継ぎが不十分で知事報告がされない場合がある。

○愛知県

- ・平成27年度末の再生利用率85%を目標に掲げている
 - ・県協議会の下部組織としてワーキンググループを設置し、実質的な運営を実施、これとは別に7つの県事務所毎に地域協議会を設置
 - ・豊橋市では、長期展張フィルム導入への助成を行い排出抑制を図ることとしている。
- 一方で自治体の助成が縮小するなかで、JAの負担が大きく、排出者責任を徹底する必要がある。

○三重県

- ・県の協議会は農業改良普及センターを構成員とし、地域協議会は県事務所が運営主体として設置しているが、近年、地域協議会の活動実績がない。
- ・不正な処理等発生していないため、協議会を開催する必要がないとの意見があるが、協議会活動が重要であるのでJA、市町村が参集する機会を捉えて協議を進める事とする。



岐阜県農産園芸課：高相主任技師



愛知県園芸農産課：渡邊主任主査



三重県農畜産物安全室：世古技師

○質疑応答

- ・麻生氏（NAC）：岐阜県の処理料金が高いが、理由があるのか？
- ・岐阜県：処理をJAへ委託しているため、JAが一度契約した業者へ依頼したままで契約の見直しをしていない可能性あり。
- ・竹谷会長：全国的には農ビで20-25円/kgで高いと言われていて、100円/kg以上は明らかに異常に高い、JAあいち東では農ビと農ポリの分別積載を行ってロットを確保し、効率的な運搬を行っている。JAがアンテナを高くして業者との交渉をすべきである。

(2) 意見交換（コメンテーター竹谷会長）

地域協議会活動のあり方について、協議会活動が低下した場合どんな改善策があるか、東海プラ協としてどんな対応が考えられるか以下の○項目について竹谷会長からの解説を交えて意見交換を行った。



意見交換の様子

○排出事業者の取り組み実態を的確に把握し、適正処理活動を活性化すること

竹谷会長：適正な処理活動とは、たとえば排出事業者にも車両表示の認識がされているか、manifestの交付管理ができていないかなどの実態を把握することが求められ、野焼きや不法投棄がないから何もなくてよい（協議会を開かない）ということではない。廃掃法の改正にともなって、排出事業者へ正しい情報を伝え、事業者が適切な行動をとれるように支援することが必要である。

都道府県や市町村がきちんと排出事業者へ伝達する機会が必要→協議会の開催が大切

○改正廃掃法の内容を現場まで徹底すること

竹谷会長：農水省が統計を取る場合にはサーマルリサイクルを再生処理に入れるが環境省は再生処理に入れられないため統計数値には注意が必要。

manifestへ記載された内容について、たとえば「破碎」は「再生処理」とするのか「その他」なのかで統計データの中身も変わるため、JAや県は目的を理解して数値を集めなければならない。

また、廃掃法の改正を受けて、排出事業者には産業廃棄物の処理状況について現場確認を行うことが努力義務として課せられるようになったため、現場ではどのような努力がされているかを市町村やJAが年一回、情報交換する場を設けるとよい。

○生産者の高齢化等やむを得ない状況に対する対応策として農協等による収集運搬業の許可に基づく代行回収を検討すること。

竹谷会長：農協等による収集運搬業の許可については環境省によると比較的容易であるとのこと、各県の環境部局との連携をお願いしたい。

○処理業者情報を収集し、適切な処理委託先を選択すること。

竹谷会長：中堅（5t/日以上破碎処理、農ビを含まない廃プラ焼却なら100kg/日以上処理、農ビを含んだらすべて）以上の処理事業者はインターネットでその処理状況について公開することが義務化されたことから、各協議会等においては農産物の価格は下がっているのに、資材の価格は上がっているという農家の現状を理解したうえで適切な処理委託先の選定に努力いただきたい。
※処理料金について工夫している例：北海道、稚内の場合、処理施設がまったくないため、苫小牧まで運ぶ。そのため、市町村がお互い連携してトラックを満載にして運搬料金を引き下げ、農家負担を減らしている。

岐阜、愛知、三重各県担当者：廃掃法改正の周知や再生処理実績データの数値把握等はできているものの、適正処理に関する取組についての細かい意見交換などはできていないため、今後行いたい。

全農三重県中央会：処分については、PL法のようにエンドユーザーでなく資材メーカーにその責任を負わせるシステムが考えられないか、国、環境省の方で検討いただけないか？

富田調査官：製造業者自身が自社の製品の処理の行程に関与することで効率的な再生利用等を推進するために広域的な処理を行う場合は「広域認定制度」というものがある。法人や団体等でも認定を受けることは可能である。

竹谷会長：①今後の課題として Manifesto の処理項目には「再生処理」「焼却」「埋め立て」「その他」の4種類しかなく、農家が業者へ任せきりだと業者は「破碎」がない場合に「その他」へ〇をつける可能性がある。→実態は変わっていないのに統計上は「再生処理」の比率が下がって「その他」が増えてしまう

②農水省と環境省でサーマルリサイクルの認識が異なるため、農水省から公表される統計データが正確ではなくなる。

①②などから、実態が把握できるように行政側も何らかの調整をする必要がある。

竹谷先生：岐阜県では、農家が JA を通さずに中間処理業者へ直接持ち込む場合の Manifesto 管理はどうしているのか？

岐阜県：細かいことは今は把握できていない。ただ、Manifesto の発行はすべて JA が中心になって行っているため、その取組の中で直接持ち込むという実態が見えてきていて、Manifesto 管理は今後も JA 中心で行うことには変わらない。

(以上、意見交換)



全農三重県中央会：芝崎営農対策部長

(3) 平成 23 年度活動計画等について

平成 23 年度の活動計画等（22 年度活動実績・決算及び 23 年度活動計画）の全ての提案が承認された。

なお、23 年度活動計画のなかで、活動が停滞している地域を現地調査先として選定し、現地にて情報交換等を進めることとした。